

北区コミュニケーション・モア 3月例会

シンポジウム「共生社会の実現にむけて」 合理的配慮とコミュニケーション



川内 美彦 氏
東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
元東洋大学教授・一級建築士

3月16日(日)14時～16時30分、北とぴあ第2研修室において、川内美彦氏をお招きし、「合理的配慮とコミュニケーション」と題して、ご講演いただきました。その後、當芳枝氏（北区聴覚障害者協会・会長）と宇田川芳江氏（東京都中途失聴・難聴者協会・理事長）から団体の活動の報告をしていただき、共生社会の実現にむけて取り組むべき課題について意見を交わしました。当日は朝から冷たい雨が降り、悪天候だったのにもかかわらず、会員28名、非会員33名、合わせて61名の方にご来場いただきました。

川内氏は頸髄損傷により19歳から車いすを使用されていて、その長年の経験から、だれにでも使いやすく、安全なまちづくりにおけるアクセシビリティやユニバーサルデザインについて提唱されています。ご著書『尊厳なきバリアフリー』では、障害のある人が社会に出ていく時に必要なのは「人の心のやさしさ」ではなく、障害のある人の「尊厳」を損なわないアクセシビリティ整備であると主張されています。以下は、基調講演の大事なポイントを抜き書きしたものです。

基調講演「合理的配慮とコミュニケーション」

- (1) 医学モデルと社会モデル… 「障害」の捉え方について。自分に原因があると考える「医学モデル」と社会に原因があると考える「社会モデル」があるが、今は、社会モデルの考え方方が主流。障害があっても自分を責める必要はない。障害があっても胸をはっていい。
- (2) 「心・やさしさ・思いやり」… 社会は、障害のある人を「何もできない人」「弱い人」だというイメージを作り上げて、一方で、障害のある人に対して「やさしくしましょう」と呼びかけるが、国連の障害者権利条約の「他の者との平等」という言葉は、ひとの優しさや思いやりを求めているのではない。優しさや思いやりを否定するわけではないが、障害のある人は、周りの人の優しさや思いやりがないと、生きていかれないわけではない。
- (3) 障害者とは「やり方が違う人」… 障害者とは「できない人」ではなくて、社会の大多数の人と「やり方が違うひと」のこと。
- (4) ユニバーサルデザイン2020行動計画における「社会モデル」の定義… 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。
- (5) 権利条約のいう「他の者との平等」とは… 平等には「形式的な平等」と「実質的な平等」がある。権利条約がいう平等は、一人一人にあわせた扱いをする平等＝「実質的平等」である。
- (6) 合理的配慮とは… 「想定されていなかったことで起こる問題（受け入れ側の不備）をその場で埋め合わせること」。この言葉は、Reasonable Accommodationの日本語訳だが、「適切な調整」の訳の方が合っていると思う。
- (7) 合理的配慮を実行するための5つのステップ… ①環境の整備 ②コミュニケーション ③過重な負担の説明 ④建設的対話 ⑤合理的配慮 このステップを踏んでいくことが大切。
- (8) 合理的配慮はなぜ必要か… 法や基準は万能ではない。法や基準がカバーできないものを補うのが合理

的配慮。

※ 障害のある人の平等な社会参加は「権利」や「尊厳」の問題である。社会参加して他の人と同等の扱いをうけることは、「権利」であって、その権利が実現されないことが「差別」である。アクセシビリティ整備は、全ての人の尊厳を尊重し、平等な社会を作り出すために重要である。

活動報告：當芳枝氏（北区聴覚障害者協会・会長）

北聴協は、北区手話サークルと北区登録手話通訳者会の2つの団体と支援・協力し合いながら活動をしている。令和8年で75周年を迎える。川内先生のおっしゃることは「その通り」だと思いながら聞いていた。思うようにいかないことがあるが「思うようにする」ことが大切だと思っている。「手話言語法」の制定を求める意見書を提出し、2020年から北区でも手話言語条例が制定された。今日のようなシンポジウムは、「行政」に参加してほしかった。区役所に手話通訳連絡所があるが、長年の運動の成果だ。

活動報告：宇田川芳江氏（東京都中途失聴・難聴者協会・理事長）

東京都中途失聴・難聴者協会は1986年に都内にあつたいくつかの中途失聴・難聴者の会がまとまって設立された。中途失聴・難聴者は聞こえ方がさまざま。「聞こえない・聞こえにくいけれども話すことはできる」という状態がなかなか理解してもらえない。社会的障壁については、制度が利用しにくいことが挙げられる。厚生労働省が出しているモデル要綱には意思疎通支援を行う者の派遣について「聴覚障害者等及びその者の家族等」「聴覚障害者等で構成する団体」となっているのに、北区の実施要綱には聴覚障害者というのは障害者手帳を取得している者のことを言い、あくまでも個人に対する派遣にとどまっている。他に、クレジットの本人確認が電話のみ、情報保障が手話通訳のみなどの聞こえにくい人の存在を意識していない慣習や文化がある。

司会(高田)… 川内先生から「障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くのは社会側の責務」という心強い言葉をいただいた。さまざまな障壁を取り除くことが、障害者の活動の大きな役割を果たすものだと考えている。社会に厳然としてある障壁にどのように立ち向かっていくのか、それぞれの立場から話してほしい。

當芳枝氏… デフリンピックを通して、聞こえない人に対する理解を深めてもらい、聞こえない子どもたちにも夢をもってもらいたいと思う。当事者として言うべきことは発言していただきたい。

宇田川芳江氏… 障害者に対する意識を社会の人にかえてもらう必要があることは勿論だが、障害をもった者たちも意識改革が必要。意識は簡単には変えられないが、方法として障害を「見える化」していく必要があると思う。要約筆記者を伴って社会走出去く。社会の人に中途失聴・難聴者が要約筆記を使えば力を発揮できるんだなどその姿を実際に見てもらうことが大切。集まりがあれば、要約筆記を用意して欲しいと要望を出すことが、「障害の見える化」の一つの方法だと思う。

